

1. 賦課区域および賦課金額

	賦 課 区 域	賦 課 金 額
排 水 地 区	高槻市：全区域 茨木市：玉島地区、玉櫛地区の一部を除く全区域 摂津市：全区域	年 額    0. 9 5   円／㎡
用  水  地  区	高槻市：三箇牧地区  茨木市：三島地区 [白川1丁目、鮎川1～5丁目、橋の内1・3丁目] 玉島地区 [新堂1～3丁目、五十鈴町（一部）、桑田町、大同町、星見町、 平田1・2丁目、玉島1・2丁目、東野々宮町、野々宮1・2丁 目、目垣1～3丁目、南目垣1～3丁目、学園南町、島1～4丁 目] 玉櫛地区 [横江1・2丁目、高浜町（一部）、小柳町（一部）、沢良宜東 町、並木町（一部）、沢良宜浜1～3丁目、玉瀬町（一部）、 若園町（一部）、新和町、真砂1（一部）・2・3丁目、真砂 玉島台]	年 額    3. 5 4   円／㎡

賦 課 区 域		賦 課 金 額
用 水 地 区	摂津市：鳥飼地区 [鳥飼銘木町、鳥飼上1～5丁目、鳥飼八町1・2丁目、 鳥飼新町1・2丁目] 味生地区 [別府1～3丁目、南別府町、東別府1・2・3（一部）・4 ・5丁目] 味舌地区 [三島2・3丁目、正雀2・4丁目] 三宅地区 [鶴野1～4丁目、学園町1・2丁目]  吹田市：岸部地区 [南正雀4丁目] 吹田地区 [南清和園町（一部）、川岸町（一部）、南吹田1・2丁目、 南金田2丁目（一部）] 豊津地区 [江坂町1丁目（一部）、豊津町（一部）、広芝町（一部）、 江の木町（一部）]	年 額 3.54 円/m <sup>2</sup>

(注) 地目が『田』であり、現況が土盛りされた『畑』の場合で、かつ農業委員会に届出された農地については、用水賦課金額の『2分の1』の額を賦課徴収する。  
 なお、休耕田についても全額徴収する。

## 2. 賦課徴収の時期、方法

- (1) 賦課期日：令和6年4月1日
- (2) 賦課通知日：令和6年5月1日
- (3) 賦課金徴収期限：令和6年5月31日
- (4) 組合費の賦課期日後、新たに納付義務の発生したものに対しては、その発生の翌月から月割をもって賦課する。
- (5) 組合費の賦課期日後、納付義務の消滅したものに対しては、その年度の組合費を全額徴収する。
- (6) 賦課金の徴収にあたっては、個人徴収を除き、区域内の土地改良区および実行組合に委任することができる。  
なお、組合費の徴収を委任した場合は、その委任団体に徴収金額の100分の4を手数料として交付するものとする。
- (7) 排水賦課金ならびに摂津市域における用水賦課金（摂津市在住者に限る）については、組合員に代わり、関係市がそれぞれ負担する。